第三十八条中「第五十八条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

第三十九条第一項及び第二項中「第五十八条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条第三項中「第五十八条第二項」を「第四十二条第二項」に、「第六十条第二項」を「第四十四条第二項」に改め、同条第四項中「第五十八条第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

第四十条中「第五十八条第三項」を「第四十二条第三項」に改める。

第四十一条第一項中「第五十八条第四項の」を「第四十二条第四項の」に、「第五十八条第四項ただし書」を「第四十二条第四項ただし書」に改め、同条第二項及び第三項中「第五十八条第四項」を「第四十二条第四項」に改める。

第四十三条第一項中「第六十二条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条第二項の表第十八条第一号の項中「第六十三条」を「第四十七条」に改める。

（公職選挙法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

一　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第二

二　国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）第六条第一項第一号

三　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）別表第一内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）の項

四　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）第三条第二号

（行政機関職員定員令の一部改正）

第四条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一三、八四五人」を「一三、八五五人」に改め、同表総務省の項中「四、八一一人」を「四、八一〇人」に改め、同表文部科学省の項中「二、一一八人」を「二、一一五人」に改め、同表農林水産省の項中「二二、〇〇一人」を「二二、〇〇〇人」に改め、同表経済産業省の項中「八、〇一八人」を「八、〇一七人」に改め、同表合計の項中「二九六、四五九人」を「二九六、四六三人」に改め、同条第二項の表特定個人情報保護委員会の項中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に、「三九人」を「五二人」に改め、同表消費者庁の項中「三一二人」を「三〇九人」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第五条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第二十四号中「第五十八条」を「第四十二条」に改める。

（消費者庁組織令の一部改正）

第六条　消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第五号を削る。

（特定個人情報保護委員会事務局組織令の廃止）

第七条　特定個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十五年政令第三百一号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　第三条（第三号に係る部分に限る。）の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百二十八号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表法務省の項中「五二、五六二人」を「五二、六一九人」に改め、同表財務省の項中「七一、一〇六人」を「七一、一五七人」に改め、同表合計の項中「二九六、三五一人」を「二九六、四五九人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

2　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表法務省の項中「五二、五七六人」を「五二、六三三人」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百二十九号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第十三号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十八年一月一日とする。

外務大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　安倍　晋三